

第2章 憲法

第4課 権力分立—国会

議会制度は、その形態や性格の違いこそあるものの、世界の多くの国々で採用されている統治形態である。日本の議会を「国会」という。日本国憲法の下では、国民は主権者であるが、直接には国政を行わず、「正当に選挙された国会における代表者を通じて行動する」（憲法前文）。すなわち日本では直接民主制ではなく、代表民主制が採られているのである。ここにいう「代表者」が国会議員であり、国民から選挙で選ばれたこれらの人々が国会を構成する。

こうして構成された国会は、「国権の最高機関」であり、かつ「唯一の立法機関」とされている（憲法第41条）。

しかし、「国権の最高機関」といっても、日本国憲法は、国の権力を国会のみに集中させる統治形態は採用せず、立法、行政及び司法の各権限を、それぞれ国会、内閣及び裁判所に与える**三権分立制**を採用しており、それぞれの権限についてはそれぞれの機関が最高機関であって、絶対的に優位に立つ国家機関は存在しないことに注意しなければならない。また、「唯一の立法機関」とあるという点についても、憲法自体が、両議院の規則制定権や最高裁判所の規則制定権を例外として認めており、また、行政権も国会の制定する法律の範囲内ではあるが、一定限度の立法機能があることは明らかである。

日本の国会は、二院制を採用しており、**衆議院**と**参議院**に分かれる。衆議院と参議院の違いは、議員の被選挙権や選挙制度の違いもあるが、重要な違いは、衆議院には解散があるのに対し、参議院には解散の制度がないこと、また、予算や法律などの議決について、衆議院と参議院の議決の内容が異なったときに、一定の条件の下に、衆議院の議決が優先する制度が設けられていることである。

国会には様々な権能があるが、重要なものを挙げると、憲法改正の発議、法律の議決、条約の承認、**内閣総理大臣の指名**、**弾劾裁判所の設置**、**財政の監督**などが挙げられる。

1 重要語句

a 三権分立制

権力分立制ともいう。国家の権力から国民の自由を守るため、立法権、行政権及び司法権をそれぞれ別個の機関に分立させ、互いに他を抑制しつつ均衡を保つようにして権力の集中による乱用を防止しようとする統治制度をいう。

b 衆議院・参議院

本文にあるように、日本の国会は二院制を採用しており、一方を衆議院、もう一方を参議院という。法律などは両方の議院で可決されて初めて成立する。

衆議院議員の任期は4年で、解散制度があるのに対し、参議院議員の任期は6年で、3年ごとに半数を改選することになっており、解散の制度はない。選挙は両院で制度の差があるが、現在ではいずれも選挙区制と比例代表制を組み合わせた制度で選挙を行っている。

両者の権能は概ね平等であるが、内閣に対する信任・不信任決議権が衆議院にのみ認められていること、及び予算については衆議院が先に審議する権限を持っていることに加え、法律・予算の議決、条約の承認、内閣総理大臣の指名などについて、衆議院の優越が認められている。

c 内閣総理大臣の指名

日本では行政権の長、すなわち内閣総理大臣は直接選挙ではなく、国会議員の中から国会がこれを指名する（議院内閣制）。

d 弾劾裁判所の設置

司法権の独立を確保するために、裁判官には極めて高度の身分保障が与えられており、意に反して職を免じられることはないのが原則である。国会が設置する弾劾裁判所とは、裁判官を罷免することができる唯一の裁判所で、7人の衆議院議員と7人の参議院議員で構成され、非違行為を行った裁判官を罷免するか否かを審査する権限を持つ。